

令和4年矢板市議会定例会

第376回随時会議

# 報告事項

令和4年5月

矢板市

令和4年矢板市議会定例会第376回随時会議報告事項

報告第1号 市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・・・・・・・・P 1

専決第3号 矢板市市税条例の一部を改正する条例

報告第2号 市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・・・・・・・・P13

専決第4号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

報告第3号 市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・・・・・・・・P20

専決第5号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

## 報告第1号

### 市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月19日

矢板市長 齋藤 淳一郎

### 記

専決第3号 矢板市市税条例の一部を改正する条例

専決第3号

専 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

矢板市市税条例の一部を改正する条例

矢板市条例第 1 4 号

矢板市市税条例の一部を改正する条例

矢板市市税条例（昭和 3 0 年矢板市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 3 4 条の 6 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 3 4 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 3 4 条の 6 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 3 4 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が</p>

当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が規則で定めるもの

ア～エ 略

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_のうち、市内に事務所又は施設を有する法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

カ～コ 略

(2) 略

2 略

当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が規則で定めるもの

ア～エ 略

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）のうち、市内に事務所又は施設を有する法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_のうち、市内に事務所又は施設を有する法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

カ～コ 略

(2) 略

2 略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2～8 略

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 略

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2～8 略

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 略

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書

の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りではない。

16 略

#### 附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 略

2 略

3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第26項第1号ハに

の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りではない。

16 略

#### 附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 略

2 略

3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第27項第1号ハに



規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{4}{3}$ とする。

8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{4}{3}$ とする。

9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{4}{3}$ とする。

10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。

11 法附則第15条第26項第3号ロ

規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{4}{3}$ とする。

8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{4}{3}$ とする。

9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{4}{3}$ とする。

10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。

11 法附則第15条第27項第3号ロ

に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。

1 2 法附則第15条第26項第3号ハ

に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。

1 3 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

1 4 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{1}$ とする。

に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{1}$ とする。

1 5 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

1 6 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

1 7・1 8 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。

1 2 法附則第15条第27項第3号ハ

に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。

1 3 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

1 4 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{1}$ とする。

に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{1}$ とする。

1 5 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

1 6 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

1 7・1 8 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 略

2～8 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に

第8条の3 略

2～8 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に

規定する特定熱損失防止改修等住宅  
又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

12・13 略

(宅地等に対して課する令和3年度か

規定する特定熱損失防止改修住宅  
又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

12・13 略

(宅地等に対して課する令和3年度か

ら令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第10条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるとき

ら令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第10条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5 \_\_\_\_\_ を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるとき

は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 略

は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 略

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の矢板市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

## 報告第2号

### 市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月19日

矢板市長 齋藤 淳一郎

### 記

専決第4号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

専決第4号

専 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例



矢板市条例第 15 号

矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

矢板市都市計画税条例（昭和 35 年矢板市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="284 913 384 952">附 則</p> <p data-bbox="193 992 288 1025">1 略</p> <p data-bbox="236 1068 780 1182">(法附則第 15 条第 3 3 項の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="193 1225 780 1413">2 法附則第 15 条第 3 3 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</p> <p data-bbox="236 1456 780 1570">(法附則第 15 条第 3 4 項の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="193 1612 780 1800">3 法附則第 15 条第 3 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p data-bbox="236 1843 780 1957">(法附則第 15 条第 3 9 項の条例で定める割合)</p>	<p data-bbox="906 913 1007 952">附 則</p> <p data-bbox="815 992 911 1025">1 略</p> <p data-bbox="858 1068 1402 1182">(法附則第 15 条第 3 4 項の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="815 1225 1402 1413">2 法附則第 15 条第 3 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</p> <p data-bbox="858 1456 1402 1570">(法附則第 15 条第 3 5 項の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="815 1612 1402 1800">3 法附則第 15 条第 3 5 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p data-bbox="858 1843 1402 1957">(法附則第 15 条第 4 2 項の条例で定める割合)</p>

4 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする

5 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

6 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第70条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課

4 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする

5 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

6 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第70条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5 \_\_\_\_\_ を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課

税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

7～13 略

(その他)

14 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、

税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

7～13 略

(その他)

14 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、

同項 \_\_\_\_\_ の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、同項 \_\_\_\_\_ の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 16 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 11 項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第 19 条の 2 第 1 項に規定するところによる。

15 法附則第 15 条第 1 項、第 10 項、第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 42 項若しくは第 44 項 \_\_\_\_\_、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。

16 略

附則第 10 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、附則第 10 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 16 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 11 項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第 19 条の 2 第 1 項に規定するところによる。

15 法附則第 15 条第 1 項、第 10 項、第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。

16 略

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の矢板市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第3号

市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月19日

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

専決第5号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第5号

専 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

矢板市条例第 16 号

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

矢板市国民健康保険税条例（昭和 34 年矢板市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65 万円</u> とする。</p> <p>3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに</p>	<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>63 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63 万円</u> とする。</p> <p>3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに</p>



被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、20万円とする。

#### 4 略

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1)～(3) 略

被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

#### 4 略

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1)～(3) 略

2 略

附 則

1 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属

する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同項中

「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」

2 略

附 則

1 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属

する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同条中

「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」

とあるのは「125万円」とする。

3～14 略

とあるのは「125万円」とする。

3～14 略

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の矢板市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。